

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）
交付要綱

制 定 令和6年4月3日府孤推第3号

最終改正 令和7年3月31日府孤推第59号

内閣総理大臣決定

（通則）

第1条 孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年府会第393号。以下「内閣府通知」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対する運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織等民間団体（以下「中間支援組織」という。）の取組を支援することにより、民間団体による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進することを目的とする。

（交付の対象及び交付額）

第3条 内閣総理大臣は、令和6年4月3日付け府孤推第7号内閣府孤独・孤立対策推進室長通知「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）実施要領」により本事業の実施主体である中間支援組織（以下「交付事業者」という。）が実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として内閣総理大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 交付対象経費の区分、基準額、対象経費及び交付率は別表のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から事業に係る収入（参加費、利用料等）の額を控除した額とを比較していずれか少ない額に第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第4条 交付金の交付を受けようとする中間支援組織（以下「交付申請者」という。）は、別紙様式第1による交付申請書を別途定める日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入額控除額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下

「消費税等仕入額控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入額控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 内閣総理大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 交付決定を受けた交付申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による交付申請取下書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 交付事業者は、交付決定後に申請の内容を変更する場合であって、次に掲げる場合には、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の額の配分を変更しようとするとき。ただし、交付対象経費の合計額の10%以内の変更を除く。
- (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(事業の中止又は廃止)

第8条 交付事業者は、交付事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止(廃止)承認申請書を速やかに内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を交付事業者に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第9条 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した別紙様式第6を速やかに内閣総理大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 交付事業者は交付事業の遂行及び支出状況について内閣総理大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式第7による状況報告書を内閣総理大臣に提出しなけ

ればならない。

（実績報告）

第11条 交付事業者は、交付事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第8条により交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第8による事業実績報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第12条 内閣総理大臣は、前条の提出を受けた場合には、事業実績報告書その他関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、別紙様式第9による額の確定通知書により交付事業者に通知する。

2 内閣総理大臣は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第13条 交付事業者は、前条の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第10により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（交付金の支払）

第14条 交付金は、第12条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 交付事業者は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第11による概算払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（経費の効率的使用等）

第15条 交付事業者は、交付事業を遂行するために契約を締結する場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

2 交付事業者は交付事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を

内容とする実施に関する契約を締結し、内閣総理大臣に届けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 内閣総理大臣は、第8条の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 交付事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付事業者が、交付事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 内閣総理大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 内閣総理大臣は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前二項の返還期限は当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第17条 交付事業者は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、内閣総理大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 取得財産等の処分に当たっては、内閣府通知によるものとする。

(交付金の経理)

第19条 交付事業者は、交付事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、交付事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則
この要綱は、令和6年4月3日から施行する。

附 則
(施行)
第1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
第2 この要綱の施行の際、現にある要綱により交付決定された交付事業については、改正前の要綱がなおその効力を有する。

別表

交付対象経費の区分及び交付率

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
交付事業者が行う事業	1 交付事業者につき 9,000千円	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）	2 / 3

別紙様式第 1

内閣総理大臣 殿

(団体名)

(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金 交付申請書

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要綱（令和 6 年 4 月 3 日内閣総理大臣決定）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|----|
| 1 | 交付金交付申請額 | 金 | 千円 |
|---|----------|---|----|
- 2 添付書類
- (1) 団体概要（別紙 1）
 - (2) 事業計画（別紙 2）
 - (3) 事業の実施体制（別紙 3）
 - (4) 交付金所要額調（別紙 4）
 - (5) 交付金所要額内訳書（別紙 5）
 - (6) 事業実施スケジュール表（別紙 6）
 - (7) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 7）
 - (8) その他添付書類
 - ① 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等
 - ② 直近の事業報告書又は活動内容がわかる書類
 - ③ 理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書、監査報告書等）
 - ④ その他（事業内容について参考となる資料）

団 体 概 要

団 体 名		代表者名	
住 所	〒	担当者	氏名 TEL E-mail
代表電話番号			
法人設立年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
会 員 数 等			
事 業 内 容			
活 動 内 容 ・ 実 績 概 要			

（「団体概要」記入上の留意事項）

（１）「法人名」、「代表者名」

- ・団体の正式名称、代表者名を記入してください。

（２）「担当者」

- ・事業担当者の氏名、電話番号、E-mail アドレスを記入してください。

（３）「住所」、「代表電話番号」

- ・団体の住所、代表電話番号を記入して下さい。

（４）「法人設立年月日」

- ・法人としての設立年月日を記入して下さい。

（５）「会員数等」

- ・団体の会員数、加盟団体数等について記入してください。

（６）「事業内容」

- ・団体の実施している事業の概要について簡潔に記入してください。

（７）「活動内容・実績」

- ・団体が行っている中間支援活動について、直近５年間までの活動内容や実績を具体的に記入してください。

事業計画

団体名	代表者名

① 事業名	
② 事業実施目的 及び交付金の 申請理由	
③ 総事業費	千円
④ 事業内容 (具体的内容・手法)	
⑤ 事業の目標及び 客観的指標	

（「事業計画」記入上の留意事項）

① 「事業名」については、団体の取組内容に沿った具体的な事業名を記入してください。

② 「事業実施目的」については、実施する事業の目的を具体的かつ簡潔に記入してください。

また、「交付金の申請理由」については、各府省が所管する補助金等では対応ができていない範囲など、本交付金を申請して事業実施を希望する理由を簡潔に記入してください。

③ 総事業費は、別紙４の総事業費と同額となっているか御確認ください。

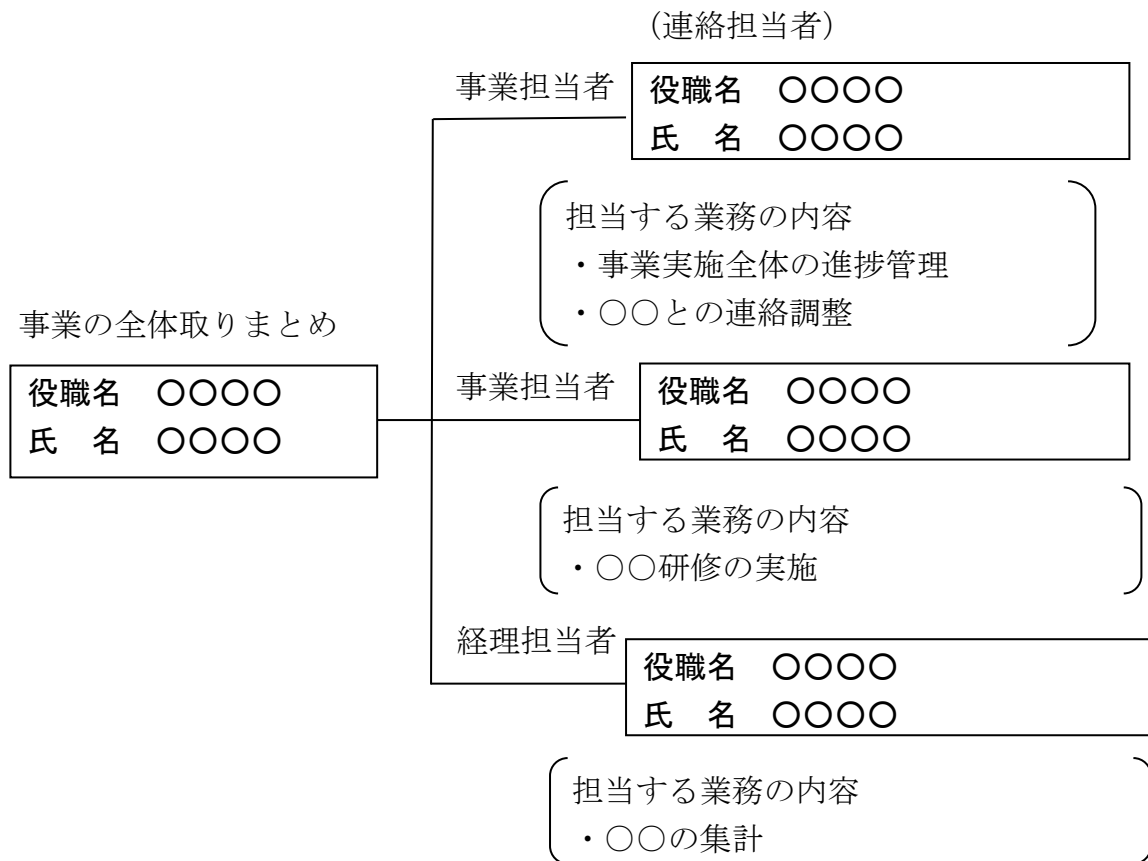
④ 「事業内容」については、実施する事業の具体的な計画や方法等を詳細に記入してください。

また、事業の一部（軽微なものを除く。）を委託する場合は、その理由及び委託予定先（委託予定先が確定していない場合はその選定方法）を記載してください。

⑤ 「事業の目標及び客観的指標」については、実施する事業を通じて達成したい目標及び定量的な客観的指標（伴走支援を行う団体の数、イベント等の開催回数・参加人数等）を設定し、記載してください。

事業の実施体制

団体名 _____
 事業名 _____



(事業実施体制の記入上の留意事項)

- (1) 1枚で不足する場合には、同様の様式により作成の上添付して下さい。
- (2) コンソーシアム形式による申請の場合については、幹事者とそれ以外の者の役割分担等が分かる書類(様式等任意)を添付してください。

団体名

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
交付金所要額調

	総事業費	事業に係る 収入予定額	差引額	対象経費 支出予定額	選定額	基準額	基本額	交付率	交付金 所要額	備考
	A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H	I	
孤独・孤立対策 担い手育成支援 事業	円	円	円	円	円	円	円		円	

(注)

- 1 B欄には、交付要綱第3条にいう事業に係る収入（参加費、利用料等）の予定額を記入すること。
- 2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3 G欄には、E欄とF欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 I欄には、G欄にH欄の交付率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）を記入すること。

交付金所要額内訳書

団 体 名

経費区分	対象経費の 所要見込額	積 算 内 訳
合 計	円	

- ※ 計算誤りの無いよう、必ず検算を行ってください。
- ※ 委託費及び備品購入費を計上する場合は、理由書を添付してください(様式任意)。

別紙 5 (記載例)

交付金所要額内訳書

団 体 名
〇〇〇〇

経費区分	対象経費の 所要見込額	積 算 内 訳
給料	***, ***	〇円×**時間×*人=〇〇円 〇円×**時間×*人=〇〇円 〇円×**時間×*人=〇〇円
職員手当等	***, ***	〇円×*人=〇〇円 〇円×*人=〇〇円 〇円×*人=〇〇円
諸謝金	***, ***	〇〇謝金 * , ***円×*人×*回=** , ***円
旅費	***, ***	旅費 A市～B町 * , ***円×*回×*人=* , ***円
消耗品費	***, ***	コピー用紙 (A 4) ***円×*=* , ***円
印刷製本費	***, ***	〇〇印刷費 **円×*頁×***部×**=** , ***円
通信運搬費	***, ***	書類郵送費 ***円×**か所×*回=** , ***円
合 計	円	

※ 計算誤りの無いよう、必ず検算を行ってください。

※ 委託費及び備品購入費を計上する場合は、理由書を添付してください(様式任意)。

事業実施スケジュール表

団	体	名
---	---	---

実施時期・期間	実施内容

事業実施スケジュール表

団	体	名

実施時期・期間	実施内容
令和 6 年 6 月	交付事業の開始
7 月	事業内容（伴走支援先、イベント詳細等）の決定
〇月	事業（伴走支援、イベント等）の実施
令和 7 年 3 月	実績報告の取りまとめ・確認

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当法人は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

法人名及び代表者名

番 号
令和 年 月 日

殿

内閣総理大臣

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日付け申請書のとおりである。

2 事業に要する交付決定額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交 付 決 定 額	金	千円
-----------	---	----

3 交付金の額の確定は、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要綱（令和6年4月3日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」という。）第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 交付決定を受けた交付事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第11条に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙様式第3

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
交付申請取下書

令和 年 月 日付けで交付の申請を行った標記交付金の実施については、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 交付の申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる理由

別紙様式第4

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 千円

	交付金既交付決定額 (A)	変更後交付金所要額 (B)	今回追加交付（一部 取消）申請額 (B) - (A)
孤独・孤立対策担 い手育成支援事業 交付金	千円	千円	千円

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な関係資料については、申請手続に準ずる。

(注) 最後に受けた交付決定通知書（写）を添付すること。

別紙様式第 5

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要綱（令和 6 年 4 月 3 日内閣総理大臣決定）第 8 条第 1 項に規定に基づき申請する。

記

1	既交付決定額	金	千円
---	--------	---	----

2 中止（廃止）を必要とする理由

別紙様式第6

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
交付事業遅延届

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記交付金について、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要綱（令和6年4月3日内閣総理大臣決定）第9条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 交付事業名
- 2 交付事業の内容及び進捗状況
- 3 遅延理由
- 4 遅延に対して講じた措置
- 5 遅延等が事業に及ぼす影響
- 6 交付事業の遂行及び完了の予定
- 7 その他
- 8 事業責任者及び担当者の所属・氏名、連絡先等

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
状況報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記交付金について、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要綱（令和 6 年 4 月 3 日内閣総理大臣決定）第10条の規定により、令和 年 月 日までの実施状況を、下記のとおり報告する。

記

1 実施状況

	交付金既 交付決定 額 (A)	上記の日付 までの実績 額 (B)	実施率 ((B)／(A))	補助金の概 算交付済額	備考
孤独・孤立対 策担い手育成 支援事業	円	円	%	円	

(注) 備考欄には、進行に遅滞のある場合の理由等を記載すること

2 事業責任者及び担当者の所属・氏名、連絡先等

別紙様式第 8

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
事業実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- (1) 令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金精算書 (別紙 1)
- (2) 令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業実施報告書 (別紙 2)
- (3) 令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金精算内訳書 (別紙 3)
- (4) 内閣総理大臣が当該交付事業者へ最後に発出した交付決定通知書 (写)

団体名 _____

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金 精算書

	総事業費	事業に係る 収入予定額	差引額	対象経費 支出済額	選定額	基準額	基本額	交付率	交付金 所要額	交付金 決定額	交付金 受入済額	差引	備考
	A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H	I	J	K	L(K-I)	
孤独・孤立対策 担い手育成支援 事業	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	

- (注)
- 1 B欄には、交付要綱第3条にいう事業に係る収入（参加費、利用料等）の額を記入すること。
 - 2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 - 3 G欄には、E欄とF欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 - 4 I欄には、G欄にH欄の交付率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）を記入すること。

団体名

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金 事業実施報告書

【事業内容】

1. 事業実施の概要
2. 具体的な取組内容
3. 事業の目標に関する客観的な指標の達成状況及びその評価

(注)

適宜別冊資料を用いて補足すること。

団体名

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金 精算内訳書

(単位：円)

No	経費区分	内訳	実績額		計画額 (交付対象事業費)	備考
			交付対象事業費	交付対象外事業費		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計			0	0	0	

(注)
委託費及び補助金については備考欄に支出先を記載すること。

別紙様式第9

番 号
令和 年 月 日

殿

内閣総理大臣

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金の額の確定について

令和 年 月 日付けで実績報告の提出があった標記交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、交付すべき交付金の額を確定したので、同条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

交付すべき交付金の額	金	千円
------------	---	----

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金
消費税及び地方消費税に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号で額の確定の通知があった交付金について、社会参加
活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要
綱（令和6年4月3日内閣総理大臣決定）第13条第1項の規定に基づき、下記のと
おり報告する。

記

1	令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金の確定額 (令和 年 月 日付け第 号による交付すべき交付金の額)	金	千 円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	千 円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	千 円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	千 円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

(団体名)
(代表者名)

令和 年度孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金 概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）交付要綱（令和6年4月3日内閣総理大臣決定）第14条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	交付決定済額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A- (B+C)	事業完了予定 年月日
孤独・孤立対策 担い手育成支援 事業	円	円	円	円	